

欧州特許庁、今後の規則改正に際して意見募集を行う方針を表明

2011年12月17日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、12月15日、欧州特許の規則・運用の改正提案に対するウェブベースの意見募集プラットフォームを立ち上げた旨、プレスリリースを行った。このオンラインツールは、欧州特許機構（EPOr）の立法過程において、特許システムのユーザーの初期からの参加を実現させるものであり、誰でも意見を提出することができる。

これまで、欧州特許条約（EPC）の規則改正等は、EPOr の管理理事会において事前の意見募集や予告がなく決定され、決定の後に公表されるというプロセスで行われており、特に2010年に行われた「Raising the Bar」イニシアチブにおける一連の規則改正および審査ガイドライン改訂に対しては、欧州ユーザーからも批判の声が強かった。

今後、EPO は、EPC 施行規則、料金規則、審査実務についての改正提案をウェブサイト上に公開した上で、その提案に対する意見提出の機会を提供し、提出された意見は注意深く分析するとしている。今後の規則改正等に際してユーザーに対する意見募集が行われることで、EPOr における立法手続きの透明性の向上やユーザーの利便性の向上が期待される。

また、本プレスリリースと同時に、EPC施行規則第53条(3)の改正についての意見募集が開始された。同条は、優先権を主張する先の出願がEPOの公式言語である英語、ドイツ語、フランス語以外である場合に、EPOは、指定する期間内にEPOの公式言語のいずれかひとつへの翻訳の提出を求めること規定するものであるが、今回の改正提案においては、指定する期間内に翻訳の提出がなされなかったときは、欧州特許出願または欧州特許に対する優先権が失われることが新たに規定されている。この改正提案に対しては、2012年1月20日まで意見を提出することができる。

— EPOのプレスリリースは、以下参照 —

[Taking users' views on board](#)

— EPC施行規則第53条(3)の改正についての意見募集は、以下参照 —

[PROPOSAL: AMENDMENT OF RULE 53\(3\) EPC \(PDF\)](#)

(以上)